

(抜粋) 公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター規則

(成年後見人等の推薦)

第11条 相談センターは、家庭裁判所の依頼を受けて、「ばあとなあ登録会員」のうちから成年後見人等の推薦を行う。

2 「ばあとなあ登録会員」とは、第6条に定める登録会員で、本会又は日本社会福祉士会が実施する成年後見人養成研修を修了し、運営委員会の審査及び承認を経て、成年後見人等候補者名簿に登録した者をいう。

(成年後見人等の受任)

第13条 ばあとなあ登録会員の成年後見人等の受任は、原則として第11条第1項に基づく推薦をとおして行わなければならない。

2 ばあとなあ登録会員が本人又はその親族等から成年後見人等の受任依頼を受けた場合は、相談センターにその旨を報告しなければならない。

(抜粋) 公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター実施細則

(成年後見支援会議)

第20条 相談センター内に成年後見支援班会議（以下「後見支援会議」という。）を置く。

2 後見支援会議は、運営委員会委員長、同副委員長、相談部会長、班長及び運営委員長が指名したその他の者若干人で組織する。

3 運営委員長は、後見支援会議を招集し、その議長となる。

4 後見支援会議は、次の業務を行う。

(1) 規則第13条第1項に定める成年後見人等の推薦のための受任調整に関すること。

(2) 規則第15条第1項に定める任意後見人の推薦のための受任調整及び同条第3項に定める報告内容に係る助言等に関すること。

(3) 成年後見人等の養成に関すること。

(4) その他成年後見人等の支援に関すること。

(受任調整の基準)

第21条 前条第4項第1号及び第2号の受任調整は、ばあとなあ登録会員のうちから、家庭裁判所の推薦依頼を受け、被推薦者の年齢、性別、勤務地又は住所、成年後見人等の経験年数、現在の受任件数等を総合的に考慮して行うものとする。